

## 電気通信大学情報理工学域入学試験委員会規程

平成28年 3月23日

改正

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学情報理工学域教授会規程第9条第2項の規定に基づき、情報理工学域入学試験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜の実施に関する事。
- (2) 学生募集要項に関する事。
- (3) 入学試験に係る各種委員の選出に関する事。
- (4) 合格者の選考に関する事。
- (5) その他入学者選抜に関し必要と認められる事。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学域長
- (2) アドミッションセンター長
- (3) 学域長が指名する職員 1人
- (4) 第9条に定める部会の長
- (5) 各類長・課程長
- (6) 学域教授会規程第2条第1項の構成員で各類・課程から選出された者 各1人

2 前項の規定にかかわらず、学域長が必要と認めるときは、学域教授会規程第2条第1項の構成員から若干人を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条5号及び第6号の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第3号の者とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部入試課が行う。

(入学試験の実施)

第9条 委員会に、入学試験実施のための必要な部会を置く。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、電気通信大学情報理工学部入学試験委員会規程は廃止する。
- 3 情報理工学部3年次特別編入学試験に係る第2条各号の事項については、この規程に基づき、情報理工学域入学試験委員会が審議するものとする。
- 4 前項の事項を審議する際は、第3条第2項に基づき、必要に応じ、当該3年次特別編入学試験を行う情報理工学部の学科又は課程の長等第3条第1項第5号及び第6号の委員に相当する者の出席を求めなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。